

秦野市指定介護予防支援等の事業に関する条例の一部を改正する
ことについて

秦野市指定介護予防支援等の事業に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 30 年 2 月 26 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

次の理由により改正するものであります。

- (1) 指定介護予防支援等の事業の運営に関する基準の一部改正により、指定介護予防支援事業者が連携に努める相手方に指定特定相談支援事業者を追加すること。
- (2) 条例の規定内容を明確に表すため、題名を改正すること。
- (3) 字句の整理をすること。

秦野市指定介護予防支援等の事業に関する条例の一部を改正する
条例

秦野市指定介護予防支援等の事業に関する条例（平成 27 年秦野市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秦野市介護予防支援事業の基本方針等に関する条例

第 1 条中「指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援」の次に「（第 7 条において「指定介護予防支援等」という。）」を、「事業」の次に「の基本方針等」を加える。

第 3 条の見出しを「（指定介護予防支援の事業の基本方針）」に改め、同条第 3 項中「偏する」を「偏る」に改め、同条第 4 項中「介護保険施設」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 17 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者」を加える。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 19 号 秦野市指定介護予防支援等の事業に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

網かけ部分以外は、字句等の整理によるものです。

新	旧
<u>秦野市介護予防支援事業の基本方針等に関する条例</u> (趣旨) 第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）の規定に基づき、指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援（第 7 条において「指定介護予防支援等」という。）の事業の<u>基本方針等</u>について必要な事項を定める。 <u>（指定介護予防支援の事業の基本方針）</u> 第 3 条 （略） 2 （略） 3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に<u>偏る</u>ことのないよう、公正中立に行わなければならない。 4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、本市、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指	<u>秦野市指定介護予防支援等の事業に関する条例</u> (趣旨) 第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）の規定に基づき、指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援の事業について必要な事項を定める。 <u>（基本方針）</u> 第 3 条 （略） 2 （略） 3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に<u>偏する</u>ことのないよう、公正中立に行わなければならない。 4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、本市、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指

定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５１条の１第１項第１号に規定する指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

附 則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。